

はかりの定期検査を受けましょう

伊丹市

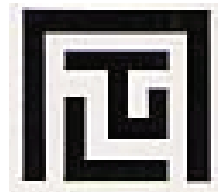
□ 計量法について

計量の基準を定め、すべての人が正確な「はかり」を使い、正しく計量するように定めているのが計量法です。

特に、計量法は、取引・証明上の計量について厳しく規定することによって、消費者の保護、信頼されるお店の繁栄及び技術の向上等の確保を目的としています。

□ はかりの定期検査について

商取引や証明に使用する計量器は、製造後に都道府県の検定を受け、検定証印が付されたものでなければなりません。また、商店や工場で使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受けなければなりません。



《検定証印》



《検査済証印》

※ 定期検査に合格した「はかり」には検査年月を表示した合格証（検査済証印）を貼付します。

※ 定期検査は、次のとおり市内を2分割し、偶数年度と奇数年度に分けて実施します。

★北地区（偶数年度 平成 26, 28, 30, 32・・・年度）

天津、荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、岩屋、荻野、大野、奥畑、小阪田、北伊丹、北河原、北野、北本町、口酒井、桑津、鴻池、昆陽池、昆陽北、下河原、寺本、中野字、中野北、中野西、中野東、中村、西野、東有岡、東桑津、東野、広畑、藤ノ木、松ヶ丘、瑞ヶ丘、瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、森本

★南地区（奇数年度 平成 25, 27, 29, 31・・・年度）

安堂寺、稲野町、梅ノ木、大鹿、柏木町、春日丘、北園、行基町、車塚、御願塚、昆陽、昆陽泉町、昆陽東、桜ヶ丘、清水、鈴原町、千僧、高台、中央、西台、野間、野間北、平松、船原、堀池、美鈴町、南鈴原、南町、南野、南本町、宮ノ前、山田、若菱町

□ 家庭用計量器について

主として一般消費者の日常生活で使用される体重計・料理用はかり等については、計量の正確性を保持するため、製造事業者は技術上の基準に適合したものを製造し、一定のマークを付けて販売することを義務付けています。

なお、このマークの付いている「はかり」は取引・証明には使用できません。

